

委員会細則

2011年5月19日制定
2012年6月6日改定
2013年5月22日改定
2015年5月27日改定
2017年6月7日改定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第49条の規定に基づき、この法人に設置する委員会に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 この法人の事業を推進するため、理事会は委員会を設置し、委員会は理事長、常務理事会、理事会の諮問に応じ重要事項を審議し、又は総会議決事項の執行にあたり理事会を補佐する。

(種類)

第3条 委員会は、常置委員会および特別委員会に区分する。
2 特別委員会は、この法人の運営にあたり特に重要な事項の審議に限って設置し、その期間は2年を限度とし、1回に限り再任を妨げない。ただし、審議が長期に渡る場合は、理事会の審議を経て設置期間を延長できる。

(常置委員会)

第4条 この法人の常置委員会の名称及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

第5条 委員会の構成は、委員長1名および委員若干名とする。
2 常置委員会委員（以下、「常置委員」という。）は、正会員をもって充てる。ただし、委員総数の3分の2以上は理事または代議員でなければならない。
3 正会員以外の者を委員とする必要があると委員会が判断したときは、前項の規定に関わらず、理事会の承認により、正会員以外の者を委員とすることができる。

(委嘱)

第6条 委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事の中から理事長が委嘱する。ただし、選挙管理委員会の委員長について別に定める細則に従う。
2 委員及び臨時委員は、委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
3 常置委員は、他の常置委員会委員と兼務することができない。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ委員会の委員を連続して3期以上重任することはできない。
2 前年度委員長の職にあったものは、前項の規定にかかわらず1年に限り当該委員会の委員を継続しなければならない。
3 第3条第2項に該当した場合、設置期間の延長同様、理事会の審議を経て委員の任期を延長できる。
4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報告)

第8条 委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を常務理事会、理事会に報告しなければならない。
2 前項の報告は、文書による理事長への報告および理事会での口頭報告とする。

(経 費)

第 9 条 委員会の活動にかかる経費は、この法人が負担する。ただし、委員は無報酬とする。

(専門部会)

- 第 10 条 委員会は、その職務を分担するために、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の部会員は、委員及び正会員の中から委員会の推薦により理事長が委嘱する。
 - 3 専門部会の部会長は、当該専門部会が所属する委員会の委員をもって充てる。
 - 4 委員長は、専門部会の職務が終了したときには、年度内にかかわらずこれを廃止することができる。
 - 5 委員長は、専門部会を設置又は廃止したときには、理事会に報告しなければならない。
 - 6 専門部会の部会員任期は、1年とし、再任を妨げない。
 - 7 専門部会の部会員は、複数の専門部会を兼務することができる。ただし、兼務できる専門部会の数は、3 専門部会までとする。

(細則の変更)

第 11 条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条 (3) に従ってなす。

附 則

1. この細則は 2011 年 5 月 19 日から施行する。

別 表 常置委員会

名 称	職 務
総務委員会	管理・運営に関する事項、規則に関する事項、選挙に関する事項、あり方に関する事項、事業計画・事業報告書の作成、その他処務に関する事項
財務委員会	予算案の作成、収支決算書の作成、その他、財務管理に関する事項
教育委員会	会員の生涯教育に関する事項、認定制度に関する事項
倫理委員会	倫理に関する事項
安全委員会	麻酔科医の業務の安全管理に関する事項
国際交流委員会	国際的な研究協力、団体との折衝に関する事項
関連領域検討委員会	関連領域との折衝、交流に関する事項
学術委員会	機関誌の発行、学術集会の運営に関する事項、学会賞に関する事項、麻酔科学用語に関する事項
広報委員会	広報誌の発行、外部団体等への広報・宣伝
麻酔博物館委員会	歴史的遺産の散逸防止、資料の収集・保存、麻酔科学関連資料の調査・研究に関する事項